

議案第 32 号

丸亀市学校給食センター事務処理に関する規程の一部を改正について
丸亀市学校給食センター事務処理に関する規程の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 4 年 2 月 14 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 金 丸 眞 明

丸亀市学校給食センター事務処理に関する規程の一部を次のとおり改正する。

令和 年 月 日

丸亀市教育委員会

委員長 金 丸 眞 明

丸亀市教育委員会訓令第 号

丸亀市学校給食センター事務処理に関する規程の一部を改正する規程

丸亀市学校給食センター事務処理に関する規程(平成17年教育委員会訓令第12号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「学校給食センター長 様」を「学校給食センター長 宛」に、「給食主任印」を「給食主任名」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。